会和3年度時点

					l													令和3年度時点
項目		給料·報酬月額(円)				期末手当									退職手当(円)			政務活動費 (円)
		条例本則	支給実績	(備考) 条例本則と支給実 績が異なる場合、そ の内容及び事由	条例本則				支給月数					職務加算	につき	任期満了(市長 及び副市長は4 年、教育長は3 年)による退職手	左記の算出式	議員1人当たりの年額
					6月	12月	3月	合計	6月	12月	3月	合計	績が異なる場合、そ		数	当額		
東久留米市	市長	960,000	960,000						0 2.125	5 2.125	0.200	4.450		20%	4.000	15,360,000	給料月額(960,000円)*勤続1年につき支給月数(4)*勤続年数(4)	
	副市長	840,000	840,000			_	_	4.450							3.000	10,080,000	給料月額(840,000円)*勤続1年につき支給月数(3)*勤続年数(4)	
	教育長	770,000	770,000												2.500	5,775,000	給料月額(770,000円)*勤続1年につき支給月数(2.5)*勤続年数(3)	
	議長	550,000	550,000		2.000				0 2.000 2.			4.450	議員提案による特 例条例により、12月 期支給月数3.000月 分を2.450月分とし て措置	20%				
	副議長	510,000	510,000					5.000										
	常任委員長	490,000	490,000			3.000 -	_			2.450	_							91,500
	議会運営委員長	490,000	490,000															
	議員	480,000	480,000															
新座市	市長	918,000	826,200	財政再建策の一環として、特例条例により令 和3年4月1日から令和		1.675 —		3.350	1.675	1.675	-	3.350		20%	4.830	17,735,760	給料月額(918,000円)*在職月数(48)*支給率【35/100×115/100】	
	副市長	767,000	728,700	4年3月31日までの間、	1.675		_								2.898	8,891,064	給料月額(767,000円)*在職月数(48)*支給率【21/100×115/100】	
	教育長	702,000	666,900	市長100分の90 副市長100分の95 教育長100分の95											2.760	5,812,560	給料月額(702,000円)*在職月数(36)*支給率【20/100×115/100】	
	議長	463,000	463,000		1.675							3.350		20%				
	副議長	420,000	420,000					3.350										
	常任委員長	_	_			1.675	_		1.675	1.675	_							240,000
	議会運営委員長	_	_															
	議員	400,000	400,000															